

5 環境
ア 公害等

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期					
		平成13年度	平成14年度	平成15年度			
土壤環境保全対策 (環境省、関係省)	下記の視点に留意しつつ、市街地の土壤汚染の調査・浄化等に関する対策を樹立し、法案提出を含め検討し結論を出す。 a 土壤汚染の調査については、有害物質の取扱事業場等について一定の場合に調査を行うことや、土地の開発前等に調査を行うことを検討する。 b 汚染地の登録・情報提供の体制を整備する。 c 土壤汚染の浄化等に関しては、費用負担については汚染者負担の原則を踏まえることとしつつ、一定の場合に原因者、土地所有者等に対策を義務付ける。 d 対策の発動基準と対策の内容のバランスをとり、土地所有者等に過度に負担とならないよう柔軟に対応できるようにする。 e 原因者が不明、資力不足等の場合の支援措置について、汚染者負担を原則としつつ、基金の設立や税制等も含めて検討する。 f 国の制度を制定するに際しては、地方公共団体の条例等について地方分権の趣旨を尊重した上で、国の制度との整合性を確保するように努める。 (第154回国会に係る法案提出)	法案提出	法案成立後公布、措置(公布後9ヶ月以内に施行予定)		(環境省) 土壤の汚染の状況の把握、土壤の汚染による人の健康被害の防止に関する措置等を内容とする「土壤汚染対策法案」を閣議決定し、第154回国会に提出した(平成14年2月15日)。		
	g 土地の利用や取引の促進にも資するよう、民事上の損害賠償等の紛争を円滑に解決し、土壤汚染に係る調査や対策の実効性の確保にも資する手段について、既存の制度の活用も含め検討する。	逐次実施			(環境省、関係省) 法案の施行状況等を踏まえ適宜検討することとしている。		

イ リサイクル・廃棄物

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期					
		平成13年度	平成14年度	平成15年度			
廃棄物の定義・区分、業許可、施設許可、拡大生産者責任等に係る検討 (環境省、国土交通省、経済産業省)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)(以下「廃棄物処理法」という。)を始めとする諸制度について、国、地方公共団体、排出事業者、製造業者及び排出者の適正な役割分担に十分留意の上、以下の検討を行い結論を出す。 a 廃棄物の定義、一般廃棄物・産業廃棄物の区分の見直しについて、その処理責任の在り方と併せて検討を行うとともに、併せてリサイクルに係る廃棄物処理法上の業及び施設の許可や手続の簡素化に関し早急に見直しを行う。また、廃棄物処理法及び建築基準法(昭和25年法律第201号)の施設許可の運用における住民同意に関する調査を行った上で、必要な運用の適正化を図る。 【廃棄物・リサイクル制度の基本問題に関する中間とりまとめ】	検討	結論			(環境省) 平成14年3月22日に中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会において「廃棄物・リサイクル制度の基本問題に関する中間とりまとめ」をとりまとめた。14年度に最終とりまとめを行う予定。 全国47都道府県及び51政令市を対象に、施設許可の際の住民同意等に係るアンケート調査を実施。産業廃棄物行政に関する懇談会に結果を報告した。 (国土交通省) 廃棄物処理施設の設置に係る建築基準法第51条の規定による許可の運用に関する調査を行っている。	
	b 廃棄物の発生の抑制、リサイクルしやすい製品の生産等に係る拡大生産者責任につき、従来導入されていなかった分野について導入を図るとともに、既に導入されている分野については、その強化を図ることを検討する。また、デポジット制の導入及び3Rの促進に関する規格や基準(環境JIS、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)の情報提供措置等)の早急な拡大についても検討する。	検討	結論			(経済産業省、環境省) 使用済自動車に係るリサイクルの高度化及びその適正な処理の確保に向けた新たな制度を構築すべく検討を行い、第154回国会に「使用済自動車の再資源化等に関する法律案」を提出(平成14年4月12日)。 (環境省) 平成14年3月22日に中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会において「廃棄物・リサイクル制度の基本問題に関する中間とりまとめ」をとりまとめた。14年度に最終とりまとめを行う予定。 平成13年4月20日に「環境ラベル等データベース」を試行的に公開するとともに、環境物品等の情報提供の在り方について検討を行った。	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
					(経済産業省) 平成13年7月に産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会に企画ワーキンググループを設置し、3Rの取組対象の拡大等について検討し、平成14年2月に「循環型経済システムの高度化に向けて」をとりまとめた。 平成13年8月に日本工業標準調査会標準部会において、環境・資源循環分野に関する「標準化戦略」をまとめた。これを受け、平成13年12月に同部会の下に戦略WGを設置し、JISの体系的な環境配慮化に向けた具体的な方策の検討を行っているところ。	
	c 不法投棄跡地等の修復対策に関し、費用負担、責任分担を明確化し、技術開発の促進や環境修復ビジネスの促進のための措置等を講ずる。	検討	結論		(環境省) 学識経験者等からなる「不法投棄防止及び原状回復に関する懇談会」を設け、産業界及び地方公共団体のヒアリングを行った。14年度に検討結果のとりまとめを行う予定。	

ウ 地球温暖化

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
温室効果ガスの発生削減 (環境省、経済産業省、国土交通省、農林水産省、財務省、関係府省)	下記により、総合的な対策を実施する。 (第154回国会に係る法案提出)	一部措置 法案提出	逐次実施 法案成立後、公布、措置 (京都議定書が日本国について効力を生ずる日から施行予定)		(環境省、経済産業省、国土交通省、農林水産省、内閣官房、関係府省) 平成14年2月13日に地球温暖化対策推進本部を開催し「京都議定書の締結に向けた今後の方針」を決定し、第154回国会における京都議定書締結の承認とこれに必要な国内担保法の成立に万全を期すとともに、これに先立って新たな「地球温暖化対策推進大綱」を策定することとした。さらに、米国の建設的な対応を引き続き求めるとともに、途上国を含めた国際的ルールの構築に最大限努力することとした。 これを受け、平成14年3月19日に開催した地球温暖化対策	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期					
		平成13年度	平成14年度	平成15年度			
	<p>a 費用効果性の高い手法を用いるとともに、地球温暖化は、事業者に対して新事業のフロンティアをもたらすこともあることを念頭に置いて取組を進める。</p> <p>b 温室効果ガスの削減技術の導入に当たっては、導入促進の実効性を高めるため施策の裏打ちを行っていく。公共交通機関、共同輸送、高度道路交通システム(ITS: Intelligent Transport Systems)、食品廃棄物リサイクル等の他の政策目的から実施するいわゆる「ノンリグレット対策」について有効な場合はその導入を促進する。 【食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号)及び関係政省令等】</p> <p>c 分野別には、交通体系のグリーン化、脱温暖化社会の構築に向けた都市・地域基盤社会整備、ライフスタイルの脱温暖化、非エネルギー起源の二酸化炭素、その他の温室効果ガスの排出削減対策を含む環境保全のための枠組みを推進する。</p>	13年5月 施行			<p>推進本部において、新たな「地球温暖化対策推進大綱」を決定し、100を超える個々の対策・施策のパッケージを取りまとめ、京都議定書の6%削減約束を履行するための具体的裏付けのある対策の全体像を明らかにした。また、地球温暖化対策推進本部の設置や京都議定書の約束を達成するための計画の策定・見直し等を内容とする「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案」を閣議決定し、第154回国会に提出した(平成14年3月29日)。</p> <p>(国土交通省)</p> <p>クリーンエネルギー自動車を含む低公害車、低燃費車の開発・普及の他、ITSの推進による交通流対策、内航海運の競争力強化によるモーダルシフトの推進等物流の効率化、都市鉄道の整備やサービス利便性の向上等による公共交通機関の利用促進、等を着実に実施している。</p> <p>(農林水産省)</p> <p>「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」を施行するとともに、基本方針を策定し食品廃棄物のリサイクルを推進した。また、生鮮食料品の輸送における鉄道・船舶の活用に資する食品低温流通ターミナルの施設整備を緊急的に実施するための予算措置を講じた。</p> <p>(国土交通省)</p> <p>クリーンエネルギー自動車を含む低公害車、低燃費車の開発・普及の他、ITSの推進による交通流対策、内航海運の競争力強化によるモーダルシフトの推進等物流の効率化、都市鉄道の整備やサービス利便性の向上等による公共交通機関の利用促進、等を着実に実施している。</p>		

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
	<p>d 温室効果ガスの効率的・効果的な削減のために、従来の規制の方式以外に、税・課徴金や排出権取引などの市場メカニズムを通じた効率的な経済的手法、自主的取組を組み合わせることが重要であり、これらの手法の具体的な在り方について検討する。この場合、対策を実施した結果について評価の上、必要に応じ対策の追加を図る。なお、検討に当たっては、現下の厳しい経済情勢にかんがみ、経済界の創意工夫をいかし、我が国の経済活性化につながるものとするよう配慮する。</p> <p>e 新エネルギーの導入基準制度(RPS:Renewables Portfolio Standard)等の措置も含め各種新エネルギー対策を強力に推進する。 【新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成14年政令第15号)】</p>	14年1月施行			<p>(環境省) 中央環境審議会総合政策・地球環境合同部会地球温暖化対策税制専門委員会において、地球温暖化防止のための税制の在り方を審議し、平成13年12月26日に「我が国における温暖化対策税制に係る制度面の検討について(これまでの審議の取りまとめ)」を公表した。</p> <p>(経済産業省) 13年12月28日に公表された産業構造審議会環境部会の地球環境小委員会の「中間取りまとめ」において、排出量取引を始めとした市場メカニズムを利用した温室効果ガスの削減のための経済的な手法の活用に必要な基盤の早急な整備について提言した。今後、新たに設置した市場メカニズム専門委員会において更に検討を深めていく</p> <p>(経済産業省) 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法施行令(平成9年6月20日政令第208号)を改正し、新たにバイオマス、雪氷のエネルギー利用を新エネ法に位置づけ支援の対象とした(平成14年1月25日施行)、また、太陽光発電、太陽熱利用、バイオマスエネルギー、クリーンエネルギー自動車、燃料電池等の技術開発・導入等推進のため関係予算を大幅に拡充するとともに、「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法案」を閣議決定し、第154回通常国会に提出した(平成14年3月15日)。</p> <p>(農林水産省) 木質バイオマスエネルギーの一層の導入促進を図るため、林地残材等のチップ化のための機材や木質バイオマス燃焼機器等の導入に対する支援を実施。</p> <p>(環境省) 都市部におけるバイオマスエネルギーの有効利用を図るため、神戸市において生ゴミバイオガス化燃料電池発電施設を設置し、検証事業を開始した。</p>	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
	<p>f クリーンエネルギー自動車を含む低公害車、低燃費車について、普及を推進するとともに、低コスト化、性能面の向上に向けた技術開発等を推進する。 【低公害車開発普及アクションプラン】</p> <p>g 経済的負担を課す措置については、その有効性についての国民の理解の進展、措置を講じた場合の環境保全上の効果、国民経済に与える影響等についての調査研究結果、諸外国における取組の現状等、措置を取り巻く状況の進展も踏まえ、幅広い観点から検討する。</p> <p>h 技術開発を引き続き推進する。その際、産学官が適切な役割分担を図りながら、有機的・体系的に技術開発に取り組む。</p> <p>i 地球温暖化の防止や生態系の保全など森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、適切な森林整備・保全を進める。 【森林・林業基本法の制定：林業基本法の一部を改正する法律(平成13年法律第107号)】</p>	策定(13年7月)			<p>(経済産業省、国土交通省、環境省) 平成13年5月の小泉総理指示による政府一般公用車への低公害車の率先導入を推進。 平成13年7月、「低公害車開発普及アクションプラン」を策定し、3省が連携して低公害車の開発・普及を推進。具体的には以下のとおり。(なお、下記の施策により13年4～9月の間に約65万台の低公害車が新規登録された。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車税のグリーン化等による低公害車、低燃費車の普及促進 ・地方公共団体及び民間事業者等に対する車両購入、天然ガス等の燃料供給施設の設置に要する費用の一部補助や低利融資の実施 ・DME自動車等の次世代大型低公害車の技術開発や、燃料電池自動車の早期実用化に向けた技術開発、実証試験、標準・安全基準の策定等を推進 <p>平成14年2月に、経済産業(主査)、国土交通、環境の各副大臣による燃料電池プロジェクトチームを設置し、燃料電池自動車等の実用化・普及に向けたこれまでの取組みを踏まえ、さらに拡充等の必要な施策について検討を開始。</p> <p>(環境省) 我が国の主な競争的資金の一つである地球環境研究総合推進費を活用し、木質系バイオマスエネルギーの利用技術評価、温暖化抑制建築技術の効果検証、海洋生態系CO2吸収機能の強化技術の開発等の温暖化対策技術の研究を推進している。</p> <p>(農林水産省) 森林の有する多面的機能の持続的発揮を図るため、森林の区分を見直し、これに応じて森林整備事業を再編する等各般の施策を推進。</p>	
		13年7月施行				

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
	【森林法の一部を改正する法律(平成13年法律第109号)】 【森林・林業基本計画制定、全国森林計画変更】	13年10月	14年4月施行		森林・林業基本法の制定及び森林法の一部改正(平成13年7月11日公布) 森林・林業基本計画の制定及び全国森林計画の変更(平成13年10月26日閣議決定)	
ガスパイプラインの建設促進 (国土交通省、経済産業省、農林水産省)	ガス管敷設に係る規制の在り方等については、安全の確保等を大前提とし、欧米の状況等も念頭に置きつつ、以下の具体的事項について検討する。 c 公益特権を持つパイプライン事業者によるガスパイプライン海底敷設に係る公益特権の行使が想定され民間主体相互の交渉では漁業権等に係る調整ができない場合には、客観性・透明性が十分に確保されるように当該調整の在り方について検討を行う。	実際上の必要が生じた場合に検討				

エ 人と自然との共生

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
「人と自然との共生」を図るための国家戦略の策定 (環境省、農林水産省、国土交通省、文部科学省、関係府省)	生物多様性国家戦略を「人と自然との共生」を図るためのトータルプランとするため、次のような要素を取り込んだものに改定する。 a 自然公園を国土における生物多様性保全の屋台骨として積極的に活用する。 b 国土の保全・水源のかん養・自然生態系の維持といった森林の公益的機能の持続的発揮を図る観点から、機能に応じた適正な整備・保全を行う。 c 里地・里山の生物多様性保全上の位置付けを明確にする。その上で、NPO活動の支援、事業配慮の徹底など多様な手法を有機的に組み合わせて目的を達成する有効な方策を講ずる。 d 各省間の連携・役割分担の調整や関係省庁による共同事業実施など省庁の枠を超えて自然再生を効果的・効率的に推進するため、関係省庁からなる自然再生事業推進会議を設置するなど関係省庁の連携体制の一層の強化を図る。また、自然再生事業の推進に当たって、	措置済			(環境省、農林水産省、国土交通省、文部科学省、関係府省) 「自然と共生する社会」を実現するための政府全体の中長期的なトータルプランとして国家戦略を位置付け、下記の内容を盛り込んで、平成14年3月27日に、地球環境保全に関する関係閣僚会議で新・生物多様性国家戦略を決定した。 保全の強化 ・種の絶滅、湿地の減少、移入種問題などへの対応を強化。 ・奥山地域を広くカバーする国立公園等の自然公園を生物多様性保全の骨格的な部分として位置付け、保全を強化。 森林の整備・保全 ・森林の有する多面的機能の発揮を図る観点から、森林区分及び区分に応じた施策の方向性を提示。 対象の拡大 ・原生自然や希少種に限らず、里地里山、都市地域を含め、	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期					
		平成13年度	平成14年度	平成15年度			
	<p>調査計画段階から事業実施、完了後の維持管理に至るまで専門家や地域住民、NPO等の参画を得るため、維持・管理業務におけるアドプトプログラム(ボランティア活動を行う企業や市民団体などが担当エリアを決め河川等の清掃・美化等を行う制度)の活用やNPOへの委託等多様な仕組みを活用し、きめ細かな市民ニーズへの対応を図る。また、再生事業や修復事業を行うに当たっては、科学的検討を基にした具体的な目標を掲げるとともに、自然環境の復元状態をモニタリングしながら、その評価を事業にフィードバックするなど科学的な計画・手法に基づき実施する。</p> <p>e 自然再生事業や小中学校の学校教育等の場において、身近な自然の理解、保全のための学習の機会を広げる。</p> <p>f 自然環境の保全に係る基礎調査の充実(国設のモニタリング拠点の整備、浅海域の生物・生態系情報のデータ整備、アジア地域の自然環境の基礎的データの充実など)を図る。</p> <p>g 絶滅のおそれのある種の保全について、自然再生事業の中に位置付けたり、里山・里地での生物多様性指標として取り上げて回復計画を実行するなど、現状の緊急避難的対策から予防的対策へとより一層重点を移す。</p> <p>h 「人と自然との共生」を図る観点から外来種問題に係る仕組みを整備する。</p>				<p>施策の対象を国土全体に拡大。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・里地里山、湿地の生物多様性の観点からの重要性、保全の方向性を提示。 自然再生 ・残された自然の保全に加えて、国土全体の生物多様性の質を改善・向上させていく方向に転じるため、自然再生事業を提案。 環境教育・環境学習 生物多様性の保全にとって環境教育・環境学習を不可欠のツールと位置付け、その具体策を提示。 自然環境データの整備 生物多様性に関する基礎的研究とともに、1000カ所程度のモニタリングサイトの設置等、自然環境データ整備の推進策を提示。 連携・共同 ・各省連携、共同体制の強化について具体的に強調。 提案の具体性 ・戦略を受けて新たに着手する具体的施策・事業を記述し、実践的な行動計画としての役割を強化等。 		
自然公園法改正法案の提出(環境省)	従来の風景保護に加え、生態系保全と野生生物保護の機能を自然公園法(昭和32年法律第161号)に位置付ける。(154回国会に関係法案提出)	法案提出	法案成立後公布、措置(公布後1年以内に施行予定)		(環境省) 自然公園の生態系保全と野生生物保護の機能を強化等を内容とする「自然公園法の一部を改正する法律案」を閣議決定し、第154回国会に提出した。		
「人と自然との共生」を図る観点からの外来種対策の在り方に係る検討(環境省)	<p>外来種問題については、「人と自然との共生」を図る観点から実効ある制度の構築に向け法制化も視野に入れて早急に検討を開始し結論を出す。その際、以下のような対策、制度の実効性の確保に不可欠であるリスク評価や水際対策等に必要な体制整備の観点も含めて議論し結論を得る。</p> <p>a 危険性が高いと思われる種について、野生化の可能性や野生化した場合の生態系、野生生物種、産業、人の健康等への影響を科学的に</p>	検討	結論		(環境省) 野生生物保護対策検討会移入種問題分科会において、移入種リストの作成、対応方針の検討等を行った。		

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
	<p>評価を行う。その上で、危険性が高いと評価されたものに対しては、輸入、利用等に関し一定の制限を課す。</p> <p>b リスク評価の結果、適正な管理が必要と評価された種について、当該外来種を所有、利用、管理する者に対し、遺棄・放逐の禁止、逸出の防止、登録義務等を課す。</p> <p>c 問題外来種の駆除事業を実施している自治体、NGOなどに財政的支援を行う仕組みが必要であり、問題外来種の野生化をもたらした責任を有する者等に対し、駆除と制御(増殖・蔓延・影響の抑制)に係る一定の役割を課す(定着した問題外来種の駆除、在来種の利用促進事業に係る基金への出資など。)</p> <p>d 在来種の産業利用に係る研究・開発を促進し、外来種利用産業における在来種利用を促進する。</p>					

オ 情報的手法を用いた企業の自主的取組の推進

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
<p>環境報告書及び環境会計の普及促進の方策(環境省、経済産業省)</p>	<p>a 事業活動における環境保全のため取組を促進するため、取組成果の評価指標の整備や企業の利害関係者別に求める環境情報の多様性の調査、環境報告書及び環境会計に係るデータベースの構築等による取組状況の情報提供を行うなど、事業活動に係る企業の自主的取組を促進するための行政支援策を講ずる。</p> <p>【ステークホルダー重視による環境レポートガイドライン2001】</p>	<p>一部措置 済</p> <p>策定(13年6月)</p>	<p>措置</p>		<p>(環境省) 取組成果の評価指標としての「事業者の環境パフォーマンス指標(2000年度版)」及び「環境報告書ガイドライン(2000年度版)」の課題等の把握のため、企業の協力を得てパイロット事業を実施した。</p> <p>(経済産業省) 平成13年6月に事業者と利害関係者(ステークホルダー)との環境コミュニケーションを図るため、「ステークホルダー重視による環境レポートガイドライン2001」を策定し、情報開示普及促進を行っている。</p>	

規制改革推進3か年計画(改定)(平成14年3月29日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		平成13年度	平成14年度	平成15年度		
	b 環境報告書及び環境会計に取り組む企業へのインセンティブ付与の方策やこれら企業が社会から適正な評価が得られ結果として企業の競争力の向上につながるような方策など、普及促進のための新たな枠組みや普及定着に向けた政府目標の設定について検討し結論を出す。	検討	結論		(環境省) 環境会計及び環境報告書の普及促進や信頼性確保を図るための枠組みの在り方について、平成13年10月に検討会を設置し、検討を進めた。	
	c 環境会計に期待される内部機能にもより一層着目し、原価計算、マテリアルフローコスト会計、業績評価への環境項目の導入など環境管理会計手法について検討し、所要の措置を講ずる結論を出す。 【環境管理会計手法】	措置済 策定(14年3月)			(経済産業省) 平成14年3月に環境保全活動に対する経営意志決定の支援を目的に、マテリアルフローコスト会計、原価計算などに関する環境管理会計手法を開発した。今後は、同手法が企業の環境経営に活用されるための普及活動等を行っていく。	
環境報告書及び環境会計の比較可能性の確保 (環境省)	環境報告書の記載内容となる環境会計及び環境対策の評価結果(環境パフォーマンス情報)について、環境会計ルールの明確化のため環境保全対策に係る効果の体系付け等の理論的課題について検討を加えるとともに、環境パフォーマンス情報の集計方法を体系化する等により、実務上の利便性を向上させたガイドラインの改訂を行う。その際、業種間の比較がより一層的確かつ容易なものとなるよう項目の共通化を図りつつ、業種別の比較可能性の観点から更に検討する。 【環境会計ガイドライン2002年版】	一部措置済 策定(14年3月)	措置		(環境省) 環境会計ガイドライン(平成12年5月策定)について、比較可能性や実務上の利便性を向上させるため、平成13年10月に検討会を設置・検討し、平成14年3月に「環境会計ガイドライン2002年版」を公表した。 取組成果の評価指標としての「事業者の環境パフォーマンス指標(2000年度版)」及び「環境報告書ガイドライン(2000年度版)」の課題等の把握のため、企業の協力を得てパイロット事業を実施した。	
環境報告書及び環境会計の信頼性の確保 (環境省)	国際的な動向を踏まえ、我が国においても第三者機関による監査制度の在り方も含めた環境報告書及び環境会計の内容の信頼性確保を図るための枠組みについて、以下の点に留意の上、検討し結論を出す。 a 監査実施者の専門家資格の創設あるいは公認及びその養成や資質向上について策を講ずる。専門家資格を創設する場合には資格に期限を設定するとともに民間の認証機関とし、公認の資格の場合は現在監査を実施している公認会計士なども可能とする。 b 可能な限り、監査手法や監査範囲、監査基準について標準的なものを明らかにする。 c 第三者監査は報告書を作成する者にとって多大なコスト負担とならないことに留意する。 d 企業に不利な情報についても環境報告書及び環境会計に盛り込む。 e 記載内容が虚偽であった場合の行政の対応についても検討する。	検討	結論		(環境省) 環境会計及び環境報告書の普及促進や信頼性確保を図るための枠組みの在り方について、平成13年10月に検討会を設置し、検討を進めた。	

